

[検討事項] ■議員の活動原則

□市民福祉向上を目指した活動

1. 考え方について

議員は、議会の構成員として、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、積極的な調査研究活動を通じて、市民の福祉の向上を目指して活動するものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- | | | |
|---|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 議員・委員会による条例提案の推進 | <input type="checkbox"/> 委員会の適切な運営 | <input type="checkbox"/> 議員研修会の開催 |
| <input type="checkbox"/> 政務活動費の適正な執行と公開（※協議中） | <input type="checkbox"/> 議員の政治倫理の確立、品位の保持（※協議中） | |

3. 参考条文、参考事例等

○茅ヶ崎市 第 5 条（議員の活動原則）

2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

○所沢市 第 4 条（議員の活動原則）

議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

(2) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

○横須賀市 第 8 条（議員の活動原則）

議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。

○上越市 第 3 条（議員の活動原則）

1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(5) 市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。

○富士市 第 4 条（議員の活動原則）

議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

(3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。